

# 報告 3 号

長野市立学校設置条例の一部を改正する条例(案)要綱

教育委員会事務局学校教育課

事 項	説 明
1 改正の理由	長野市立中条中学校を廃止することに伴い、改正するもの
2 改正の内容	長野市立学校から長野市立中条中学校を除く（第 2 条関係）。
3 施行期日	令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
4 審議状況	(1) 法規審査委員会の決定 7 月 4 日 (2) 庁 議 の 決 定 7 月 1 3 日

長野市立学校設置条例の一部を改正する条例—(案)—

長野市立学校設置条例（昭和41年長野市条例第 101号）の一部を次のように改正する。

第2条の表長野市立中条中学校の項を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

長野市立学校設置条例 新旧対照表

改正後	改正前																												
<p>○長野市立学校設置条例 昭和41年10月16日長野市条例第101号 (名称及び位置) 第2条 長野市立学校の名称及び位置は、次のとおりとする。</p>	<p>○長野市立学校設置条例 昭和41年10月16日長野市条例第101号 (名称及び位置) 第2条 長野市立学校の名称及び位置は、次のとおりとする。</p>																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長野市立城山小学校</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td colspan="2">.....</td> </tr> <tr> <td>長野市立信州新町中学校</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(削除)</td> </tr> <tr> <td>長野市立長野中学校</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>長野市立長野高等学校</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	長野市立城山小学校	略	.....		長野市立信州新町中学校	略	(削除)		長野市立長野中学校	略	長野市立長野高等学校	略	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長野市立城山小学校</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td colspan="2">.....</td> </tr> <tr> <td>長野市立信州新町中学校</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>長野市立中条中学校</td> <td>長野市中条2328番地</td> </tr> <tr> <td>長野市立長野中学校</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>長野市立長野高等学校</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	長野市立城山小学校	略	.....		長野市立信州新町中学校	略	長野市立中条中学校	長野市中条2328番地	長野市立長野中学校	略	長野市立長野高等学校	略
名称	位置																												
長野市立城山小学校	略																												
.....																													
長野市立信州新町中学校	略																												
(削除)																													
長野市立長野中学校	略																												
長野市立長野高等学校	略																												
名称	位置																												
長野市立城山小学校	略																												
.....																													
長野市立信州新町中学校	略																												
長野市立中条中学校	長野市中条2328番地																												
長野市立長野中学校	略																												
長野市立長野高等学校	略																												

議案第79号

長野市と小川村との間における教育事務の委託について

上記の議案を提出する。

令和5年8月3日

提出者 長野市長 荻原健司

長野市と小川村との間における教育事務の委託について

長野市の区域の一部に居住する学齢生徒に係る教育事務を小川村に委託することについて、地方自治法第252条の14第1項及び学校教育法第49条の規定により準用される同法第40条の規定に基づき、別紙のとおり規約を定める。

## 長野市と小川村との間における教育事務の委託に関する規約

### (委託事務の範囲)

第1条 長野市は、学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第49条の規定により準用される法第40条の規定に基づき、長野市の区域の一部に居住する学齢生徒（法第18条に規定する学齢生徒をいう。）に係る教育事務（以下「委託事務」という。）を小川村に委託するものとする。

### (管理及び執行の方法)

第2条 委託事務の管理及び執行については、小川村の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによる。

### (経費の負担)

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、長野市の負担とする。

2 前項の経費の額及び交付の時期については、長野市長と小川村長が協議して定める。

### (条例等の制定改廃)

第4条 小川村は、委託事務の管理及び執行について適用される小川村の条例等の制定又は改廃をしようとする場合は、あらかじめ長野市に通知しなければならない。

### (補則)

第5条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、長野市長と小川村長が協議して定める。

## 附 則

この規約は、令和6年4月1日から施行する。